

II 利用上の注意

1 集計対象等について

本書は、「平成 28 年経済センサスー活動調査」(以下「活動調査」という。)の調査結果のうち、産業大分類が「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所について、以下のとおり集計したものである。

(1) 『総括統計表』の第1表

産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額および売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

(2) 『総括統計表』の第2表～第11表、『産業細分類統計表』、『市町別統計表』および『規模別統計表』

産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 「事業別売上(収入)金額」の「卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」および「小売の商品販売額」を合算したものに金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、上記(1)各表の集計と事業所数、従業者数、年間商品販売額は一致しない。

(表1)

なお、売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている。(表1)

表1 各統計表における集計対象の比較

統計表		集計対象	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
総括統計表	第1表	(1)	10,543	71,112	2,075,290	1,007,170
	第2～11表	(2)	8,905	60,306	1,945,172	1,007,170
産業細分類別統計表	第1～2表					
市町別統計表	第1～2表					
規模別統計表	第1～3表					

2 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定(格付け)方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

① 取扱商品が単品の場合

活動調査の卸売業および小売業で用いる商品分類番号(以下「商品分類番号」という。)の4桁で産業細分類を決定する。

② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額(仲立手数料を除く。)と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、産業中分類（2 桁分類）を決定し、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位 3 桁、上位 4 桁の順に分類し、産業細分類（4 桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」および「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」および「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

※ 個人経営調査票については、『主な事業の種類又は事業所の形態等』を格付けの参考としている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」

表 2 の財別（生産財、資本財および消費財）の 3 財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の 10% 以上で、従業者が 100 人以上の事業所

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表 2 の財別（生産財、資本財および消費財）の 3 財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位 3 桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の 50% 未満で、従業者が 100 人未満の事業所

表 2 財別と商品分類

財 別	商品分類番号 上位 3 桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財および消費財の 3 財にわたる商品を扱

っている、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ 「5598 代理商，仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店，総合スーパー」

表3の「衣」、「食」および「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」および「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表3の「衣」、「食」および「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」および「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所

表3 「衣」、「食」および「他」と商品分類

衣・食・他 別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表4の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所

表4 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・ セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所
- ・ セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の販売額が小売販売総額の 90%以上の事業所

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が 0%および売場面積が 0 m²の事業所

3 各統計表の表章項目の説明および留意点

(1) 共通事項

- ・ 統計表の表頭中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない以下の項目および当該項目の数値が得られなかったことを表している。
 - ア 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所ならびに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳とした。
 - イ 「開店時刻・閉店時刻」および「営業時間」階級については、営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所を不詳とした。
- ・ 「年間商品販売額」および「その他の収入額」の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。
- ・ 「個人」には「法人でない団体」を含む。
- ・ 「年間商品販売額」等については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
- ・ 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサスー活動調査、平成 26 年経済センサスー基礎調査、平成 26 年商業統計調査および報告者の公開

情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

(2) 『総括統計表』第1表

- ・ 平成28年の数値の集計対象および第2表以降との数値の違いについては、「1 集計対象等について」を参照。
- ・ 平成19年以前および平成26年の数値は、商業統計の数値である。
- ・ 平成11年、平成16年は、商業統計の簡易調査のため商品分類番号3桁で調査している。これに伴い、平成11年、平成16年の産業細分類（4桁）の数値は、接続可能な分類のみ掲載している。したがって、合計、産業中分類（2桁）および産業小分類（3桁）と、その内訳である産業細分類（4桁）の積み上げ値とは一致しない場合がある。

(3) 『総括統計表』第10表

商品販売形態区分（法人組織の小売業のみ）の年間商品販売額については、調査票の「小売販売額の商品販売形態別割合」をもとに計算した。計算値は、事業所ごとに小数点以下第1位で四捨五入を行い積み上げた結果を表示しているため、小売計と商品販売形態区分の積み上げ値は一致しない場合がある。

商品販売形態区分は、次のとおりである。

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞きおよび自動車等の移動販売も含む。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

④ インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

⑤ 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑥ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売および上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(4) 『細分類別統計表』第1表

- ・ 表章項目中の販売効率「従業者1人当たり年間商品販売額」は「パート・アルバイトなど」の従業者について8時間換算したものをを用いて算出した。また、従業者のいない事業所（臨時雇用者や出向・派遣受入者のみの事業所）は除いて算出した。
- ・ 表章項目中「5598 代理商、仲立業」の販売効率は、年間商品販売額がある事業所により算出した。なお、個人経営事業所の年間商品販売額には仲立手数料を含む。

(5) 『細分類別統計表』第2表

「その他の収入額」の内訳区分は、次のとおりである。

① 修理料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額。

調査票の「販売商品に関する修理料収入」により算出した。

② 仲立手数料

他人または他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。調査票の「商品売買に関する仲立手数料収入」により算出した。

③ 製造業

自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額および受託製造の加工賃収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「(ウ) ③製造品の出荷額・加工賃収入額」により算出した。

④ 飲食部門

客の注文に応じて調理した飲食料品を提供する事業の収入額および飲食できる設備を有しその場所で料理等を飲食させた収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「(キ) ⑰飲食サービス事業の収入」により算出した。

⑤ サービス業

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料など、サービスの提供に対する収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「(カ) 建設業、サービス関連産業A」、「(キ) ⑱情報サービス、インターネット付随サービス事業の収入」、「(キ) ⑲不動産事業の収入」、「(キ) ⑳物品賃貸事業の収入」、「(キ) ㉑学術研究、専門・技術サービス事業の収入」、「(キ) ㉒宿泊事業の収入」および「(キ) ㉓生活関連サービス、娯楽事業の収入」、「㉔社会教育、学習支援事業の収入」、「㉕上記以外のサービス事業の収入」を合算し、「販売商品に関する修理料収入」を減算することにより算出した。

⑥ その他

上記①～⑤以外のその他の収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「(ア) ①農業、林業、漁業の収入」、「(イ) ②鉱物、採石、砂利採取事業の収入」、「(ク) ③学校教育事業の収入」、「(ケ) ④医療、福祉事業の収入」を合算することにより算出した。

4 記号および注記

- (1) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (2) 比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (3) 該当数字がないものおよび分母が0のため計算できないものは「—」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」で表した。
- (4) 「x」は、集計対象となる事業所数が1または2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1または2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

5 広域市町村圏

広域圏	圏内市町
福井坂井地区	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町
大野勝山地区	大野市、勝山市
丹南地区	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
嶺南地区	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

6 その他

- ・ この統計表に掲載された数値を他に掲載する場合は、「福井県の商業」による旨を明記してください。
- ・ 問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県総合政策部 政策統計・情報課 産業統計グループ

TEL : 0776-20-0272 (直通)